

## 岐南町子ども食堂運営支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子どもが健やかに育成される環境の整備を促進するため、町内で子ども食堂を開設又は運営する団体に対して予算の範囲内で交付する岐南町子ども食堂運営支援事業費補助金の交付に関し、岐南町補助金交付規則（昭和55年岐南町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助事業は、子どもの健やかな成長を育むとともに、子ども同士の交流を目的とした食堂（以下「子ども食堂」という。）を開設して食事の提供等を行うものとし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で子ども食堂を開設すること。
- (2) 主な利用者は、ひとり親家庭、低所得の子育て世帯等の子どもをはじめとする多様かつ複合的な困難を抱える子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）及びその保護者であること。
- (3) 1食当たりの料金は無料又は食材費等の実費相当額とすること。
- (4) 開催時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- (5) 子ども食堂を開催する日数は、子ども食堂の開始月からその年度末までの月数以上（羽島郡町立小・中学校管理規則（平成26年郡二町教委規則第4号）第4条第2項第3号から第6号までに規定する休業日を含む場合においては、8日以上）とすること。
- (6) 子ども食堂を開催する時間は、1開催日当たり2時間以上であること。
- (7) 子ども食堂において、1開催日当たり10食以上提供できること。
- (8) 保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うこと。
- (9) 文房具、生理用品等の子どもの生活に必要な物品の提供等の生活支援を行うこと。
- (10) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。
- (11) 当該事業が、次に掲げる事業のいずれにも該当しないこと。
  - ア 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある事業
  - イ 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とする事業
  - ウ 営利を目的とする事業
  - エ 国、地方公共団体その他これらに類するものから補助金、助成金、給付金等を受けている事業
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が不相当と認める事業

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定款、会則等を有すること。
- (2) 補助事業に係る経理と個人又は団体のその他の事業等に係る経理を区分し、収支を明らかにできること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (4) 岐南町暴力団排除条例（平成24年岐南町条例第6号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団

体であること。

(5) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 法令違反をしていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子ども食堂の運営に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、対象としない。

(1) 団体の構成員の賃金及び役員報酬、事務所の維持管理費及び借上費等団体運営に係る経費

(2) 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費及び飲食に係る経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から利用料、寄付金その他の収入額を控除して得た額以内の額とし、子ども食堂1箇所につき20万円を限度とする。ただし、新たに補助事業を開始した日の属する年度にあつては、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、申請の日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条に規定する補助金の交付の申請は、町長が別に指定する期日までに行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則第4条に規定する書類に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業者誓約書（様式）

(2) 団体の会則等、構成員名簿その他団体の概要が分かる書類

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了した日から30日を経過した日又は補助事業を完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第11条に規定する補助事業完了報告書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収証等の証拠書類

(2) 写真その他の補助事業の実施状況が分かる書類

(情報提供等)

第9条 補助事業者は、資料の提供、会議への出席等による補助事業の実施に係る情報提供を町長から求められたときは、積極的に協力するものとする。

2 補助事業者は、補助事業に多くの利用者が集まるように努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	食材費、謝礼金（交通費を含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、広報費、消耗品費、保険料、検便代その他町長が事業の実施に必要と認める経費
--------	--

様式（第7条関係）

岐南町長 宛

### 補助事業者誓約書

岐南町子ども食堂運営支援事業費補助金の交付の申請に当たり、補助事業を実施する団体及びその役員（以下「団体等」という。）に関し、以下のことを誓約します。

なお、この誓約に反する事業が判明した場合は、岐南町補助金交付規則（昭和55年岐南町規則第8号。以下「規則」という。）第16条の規定により補助金の交付決定を取り消されても異議を申し立てません。

- 1 補助事業は、岐南町子ども食堂運営支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条各号のいずれにも該当するものであること。
- 2 団体等は、要綱第3条各号のいずれにも該当するものであること。
- 3 補助事業の実施に関し、子ども食堂の利用者（以下「利用者」という。）の人権に配慮すること。
- 4 利用者の個人情報、住所、氏名、年齢、性別その他の補助事業の実施に必要な情報のみを収集することとし、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないこと。
- 5 利用者の個人情報は、厳重に管理するとともに、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。

年 月 日

団体の所在地  
団体の名称  
代表者職・氏名

印

連絡先